

仕 様 書

- 1 件 名 盛岡地方気象台空気環境測定業務
- 2 目 的 庁舎内の空気環境測定を行い、建物の良好な環境を保持することを目的とする。
- 3 履行場所 盛岡市山王町7-60 盛岡地方気象台
- 4 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- 5 仕 様

(1) 作業内容

当該各建築物の通常の使用時間中に、居室の適切な位置の床上75cm以上150cm以下の高さで、次表に掲げる性能を有する測定器を用いて測定すること。

なお、浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率及び二酸化炭素の含有率は、1日の使用時間中の平均値をもって基準と比較すること。

測 定 項 目	測 定 器	測定基準値
浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙（0.3 μ mのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径が概ね10 μ m以下の浮遊粉塵を重量法により測定する機器、または厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器。	0.15mg/m ³ 以下
一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器 またはこれと同程度以上の性能を有するもの。	6ppm以下
二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器 またはこれと同程度以上の性能を有するもの。	1000ppm以下
温 度	0.5 $^{\circ}$ C目盛の温度計 またはこれと同程度以上の性能を有するもの。	18 $^{\circ}$ C以上 28 $^{\circ}$ C以下（※）
相 対 湿 度	0.5 $^{\circ}$ C目盛の乾湿球湿度計 またはこれと同程度以上の性能を有するもの。	40%以上 70%以下
気 流	0.2m/S以上の気流を測定することができる風速計 またはこれと同程度以上の性能を有するもの。	0.5m/s以下

（※）居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。

(2) 実施時期

5、7、9、11、1、3月（年6回）とし、実施期日については受注者と協議のうえ決定する。

(3) 測定箇所

庁舎2F	業務・危機管理官室	1箇所
庁舎1F	現業室	1箇所
外 気	外気取入口付近・1F出入口付近	2箇所

(4) 契約締結後速やかに年間実施予定日を報告すること。

(5) 作業終了後は、速やかに報告書を監督職員に1部提出すること。

(6) その他必要事項は監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

- 6 監 督 発注者が任命する監督職員により、本仕様等の内容が適合するか否かについて、監督を行う。
- 7 検 査 発注者は給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。
- 8 検査の時期 給付の終了した旨の通知を受けた日から10日以内。
- 9 代金支払等 検査終了後、適法な請求書（年1回払）を受理した日から30日以内に支払うものとする。